

4 国富町立本庄中学校いじめ防止基本方針（令和7年4月改訂）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

国富町立本庄中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「国富町いじめの防止基本方針」に基づき、本校の全生徒が心身ともに健康で、楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義は以下のように規定されている。

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ この定義によると、以下の4点について留意が必要である。

- ・ 行為の継続性は問われない（1回でもいじめになり得る）こと
- ・ 被害の軽重は無関係であること
- ・ 加害者の意図、故意という動機は含まれない（心身に苦痛を与えたら「いじめ」という結果責任を負う）こと
- ・ 優位－劣位は固定された関係ではないことが規定されていること

○ 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 性的に嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする またそれ以外に、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止へ向けた本校の方針

本校は「心豊かでたくましく、将来をしなやかに生き抜く生徒の育成」を教育目標とし、「ふるさとを大切に、夢を追い、心温かく集う我らが本庄中 ～元気、勇気、笑顔、歌声あふれる本庄中～」というスローガンのもと、「チーム本庄中」として保護者や関係機関等との連携や地域との協働を充実しながら、人権教育を基盤とした学習指導及び生徒指導、特別支援教育を推進することにより、教育目標の具現化を図ることを目指している。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、I F T（いじめ不登校対策委員会）に情報を提供し、学校の組織的な対応につなげる。
- 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、全職員が一丸となって組織的に対応する。
- いじめを受けている生徒をしっかり守り抜く。徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、よく話を聴きながら、その生徒が抱える問題を解決するため、スクールカウンセラーの支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、人権教育、国際教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うとともに、保護者との連携も図る。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもので、それを防ぐためには予防的取組が最も大事である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であり、日頃から生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに関する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下により「いじめ不登校対策委員会（I F T委員会）」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学習指導等支援教員（可能な限り全職員対応）

※ 必要に応じてスクールカウンセラー、該当学級担任等を招集して対応する。

(2) 開会

定例会は毎月1回とし、必要に応じて、臨時に開催する。

(3) 内容

- ① 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ② 年間指導計画の作成

- ③ 校内研修会の計画・立案
 - ④ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認と定期検証
 - ⑤ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ⑥ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ⑦ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ⑧ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、対応方針の決定
 - ⑨ 発見されたいじめ事案への対応、要配慮生徒への支援方針決定
 - ⑩ 重大事態への対処
- (4) 具体的な役割
- ① 未然防止
 - ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
 - ② 早期発見・事案対処
 - ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。
 - ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施する。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

2 いじめ防止等の措置

(1) いじめの防止

- ① 生徒が主体となった活動
 - ア 望ましい人間関係づくりのために生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
 - ・ ボランティア活動の推進
 - ・ 対面式での異学年交流活動の実施
 - ・ 生徒総会での異学年交流活動の実施
 - ・ 送別行事での異学年交流活動の実施
 - ・ 学年集会での同学年交流活動の実施
 - イ 生徒同士で悩みを聴き合い、相談し合う活動を推進する。
 - ・ 学級活動での話し合い活動の充実
 - ・ 部活動での話し合いや相談活動の充実
 - ウ いじめの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を生徒自身の手で企画実施する。
 - ・ 生活委員会によるいじめ撲滅への取組の実施
 - ・ 生徒会による体育大会等の学校行事の企画提示
- ② 教職員が主体となった活動
 - ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - ・ 一人一人に応じた分かる授業の展開
 - ・ 望ましい人間関係の醸成を視点にした職員相互の授業研究会の実施
 - イ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。
 - ・ 「かしの木メール（生活ノート）」の効果的な活用
 - ・ 年3回の教育相談週間の設定・実施

- ・ チャンス相談の充実
 - ・ スクールカウンセラーの活用
- ウ 道徳教育の充実
- ・ 道徳教育推進教員を中心にした指導体制の整理
 - ・ 道徳の内容項目との関連付け、時期と内容を明確にした全体計画の作成
- エ すべての教育活動において、いじめは絶対に許さないという人権感覚を育むことを目指す。
- ・ 教科、道徳、学級活動の時間等を中心とした人権教育や情報モラル教育・性教育の時間設定
 - ・ 外部講師による講演会の実施
 - ・ 体育大会等の学校行事における意図的な支援
- オ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- ・ P T A 総会での学校の方針説明
 - ・ 学校評議員会での学校の状況説明、意見聴取
 - ・ 学校だより、学校HP等を活用したいじめ防止活動の報告
 - ・ オープンスクール、学校参観日の実施
 - ・ 家庭教育学級での人権に関する研修
- カ デジタルシティズンシップ教育を推進する。
- ・ 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - ・ 家庭教育学級等での啓発

(2) いじめの早期発見

① 日頃の生徒の観察

ア 生徒の些細な変化に気付くこと。気付いた情報を共有すること。

<いじめられた生徒のサイン>

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・ 教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・ 体調不良を訴える。 ・ 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 ・ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室・トイレに行くようになる。 ・ 教材等の忘れ物が目立つ。 ・ 机周りが散乱している。 ・ 決められた座席と異なる席に着いている。 ・ 教科書・ノートに汚れがある。 ・ 生徒の発言の中や教職員の発言に対して、突発的もしくは頻繁に個人名が出てくる。
休 み 時 間 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食にいたずらをされる。 ・ 給食を教室の自分の席で食べることに抵抗がある。 ・ 要件のない場所にいることが多い。 ・ ふざけ合っているが表情がさえない。 ・ 衣服の汚れ等がある。 ・ 様々な活動で一人でいる。
放 課 後 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ・ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

<いじめた生徒のサイン>

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションをとり状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教職員が近づくと、不自然に分散する。・自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

<教室でのサイン>

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具の貸し借りが多い。・壁等にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

<家庭でのサイン>

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがある。・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。・学習時間が減る。・成績が下がる。・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭をほしがる。

② いじめアンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

ア 基本的に毎月自宅でアンケートに記入させ、匿名で封筒に入れる方法で実施する。

イ 学級担任は回収の仕方を工夫し、記入されたアンケートがどの生徒であるのかを確認しておく。

ウ アンケート結果については早急の集約し、「いじめを受けた」「いじめを見た」という事例については学年・学校全体で情報を共有する。

エ アンケート結果に応じて生徒と面談を行う。面談した生徒については学年・学校全体で

情報を共有し、記録をとり保存する。

③ 教育相談週間の実施

- ア 年3回、教育相談週間を設定する。
- イ いじめ相談窓口の周知を図る。
- ウ 生徒が相談しやすい雰囲気醸成する。
- エ 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

④ 地域からの情報収集

- ア 学校評議員会
- イ PTA実行委員会、PTA運営委員会
- ウ 青少年健全育成町民会議
- エ 学校への電話連絡・メール等の情報共有

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- イ いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- ウ いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告する。

② 情報の共有

- ア ①の情報を受けた生徒指導主事は、いじめを認知した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

③ 事実関係についての調査

- ア 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町・県教育委員会へ直ちに報告する。
- ウ 生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- エ 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

④ 解決に向けた支援

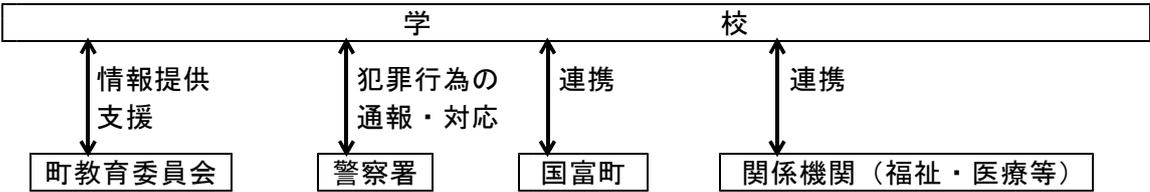
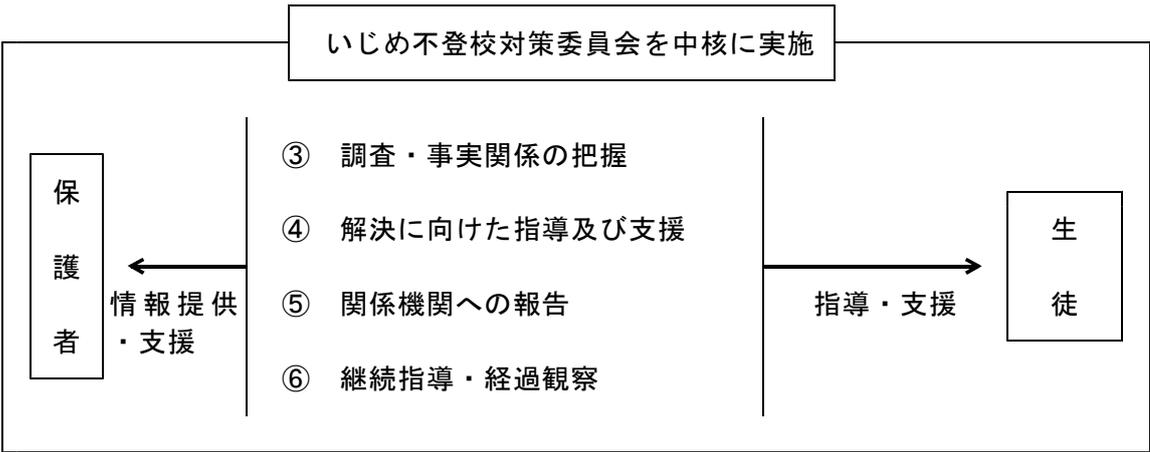
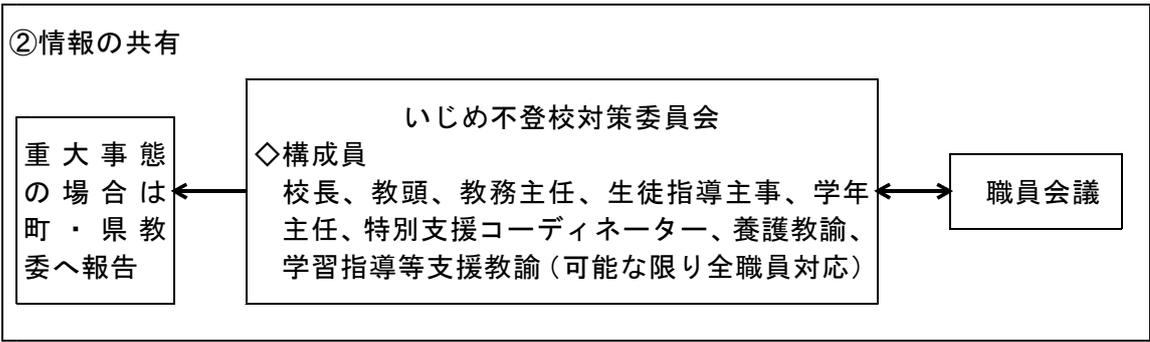
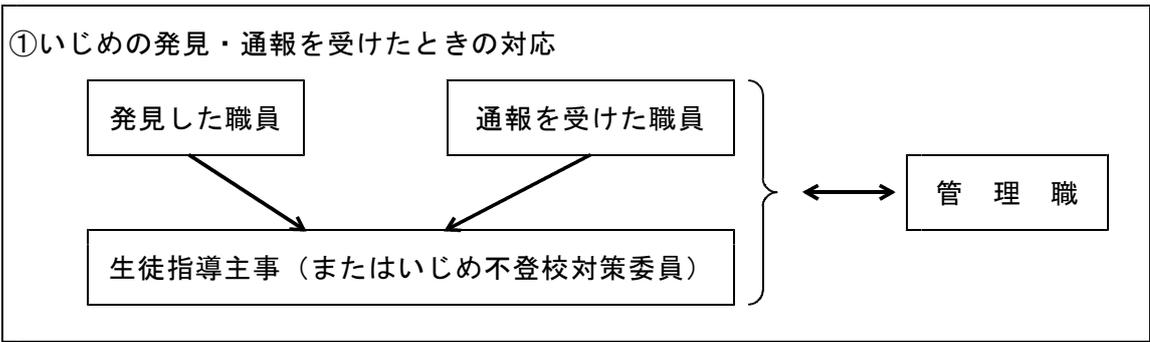
- ア 専門的な支援などが必要な場合には、町・県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- ウ 支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会において、支援の方針を決定する。
- エ いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。

⑤ 関係機関への報告

- ア 校長は、町・県教育委員会への報告を速やかに行う。
- イ 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

⑥ 継続指導・経過観察

- ア 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。



○ いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

○ いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。その資質を身に付けるため、本校ではデジタルシティズンシップ教育の推進と研修の充実を図る。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話・スマートフォンの使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

① ネットいじめとは

コンピュータや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイト掲示板やSNSに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

② ネットいじめの予防

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し合い双方で指導を行う。

ア フィルタリングや保護者の見守りなどについて、参観日の懇談や家庭教育学級等を通して、保護者への啓発を図る。(家庭内ルール作成など)

イ 教科や道徳、学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

ウ 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。

エ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

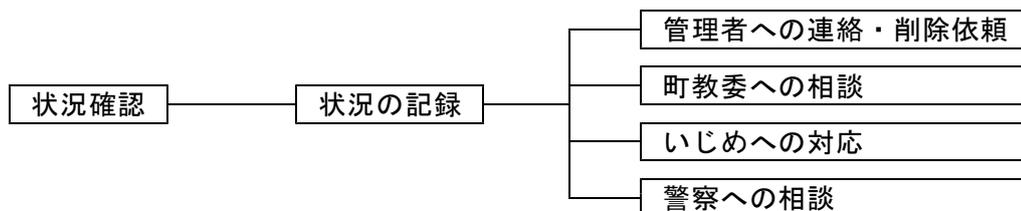
③ ネットいじめへの対処

ア SNSへの書き込みへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

イ 日常の生徒観察により、微妙な生徒の状況変化に気付くことができるよう細心の注意を払う。また、「かしの木メール」(生活ノート)への生徒記述についても細やかな配慮をする。

ウ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

エ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

ア 関係生徒への支援、保護者への対応方法

イ 関係機関との調整

② 警察との連携

ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

イ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

ア スクールソーシャルワーカーの活用

イ 家庭の養育に関する支援・助言

ウ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療、支援・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 精神性の疾患を発症した場合

ウ 身体に重大な傷害を負った場合

エ 高額の金品を奪い取られた場合など

② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

ア 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合

イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 学校は、いじめの事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県・町の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針について、PTA総会や学校評議員会、ホームページ上で公表する。